平成２９年（フ）第６１５号
大阪府河内長野市汐の宮町20番43号
債務者　京谷　　隆
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大住　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４１２号
愛知県弥富市鯏浦町上六123番地　大嶽弥富マンション312、従前の住所愛知県津島市神守町字中町92番地５
債務者　小原　弘則
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２０号
富山市新根塚町１丁目３番36号
債務者　吉田　貴一
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣野　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５９号
堺市中区陶器北2571番地１
債務者　今川　　仁
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
静岡県沼津市岡宮1175番地の９
債務者　佐野　一之
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
山口県周南市大内町８番15号　久村住宅002号
債務者　柳　圭一郎
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第４０号
岐阜県大垣市領家町１丁目980番地２
債務者　池本　成寿
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７１号
北海道北見市山下町２丁目１番５－424号、前住所北海道北見市幸町４丁目６番19号　レジデンス北王202号
債務者　山下　岩昌
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１１２４号
埼玉県久喜市久喜東３丁目24番７－210号
債務者　進藤　　颯
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３００号
さいたま市南区辻２丁目20番６号　リリィハウスＢ号室
債務者　細井キヨ子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０１号
さいたま市南区辻２丁目20番６号　リリィハウスＢ号室
債務者　細井　幸男
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５１号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地７　エクセルガーデン大宮Ｆ－102
債務者　酒井　　満
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
埼玉県草加市青柳８丁目16番16－301号
債務者　清水　勝行
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
埼玉県吉川市平沼１丁目６番地10　ツインハウス吉川203、旧住所埼玉県吉川市大字平沼24番地
債務者　竹内　信吉
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
埼玉県越谷市相模町１丁目191番地10
債務者　猪俣　　勇
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７８９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｈ棟602号
債務者　車田眞佐子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係